

訪問介護重要事項説明書

[2022年8月1日現在]

1. 事業の目的

指定訪問介護の事業は、要介護状態にある利用者に対し、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助等を行うことにより、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

2. 事業運営の方針

- (1) 訪問介護事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (2) 指定訪問介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明し同意を得たうえで実施します。
- (3) 事業所の従業者は、常により良い介護技術の習得に努め、利用者にとって適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (4) 指定訪問介護等の提供にあたっては、常に利用者の心身の状況及び置かれている環境を的確に把握し、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。
- (5) 事業者自らその提供する指定訪問介護等の質の評価を多様な評価手法を用いて行い、常にその改善を図るものとします。
- (6) 訪問介護事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 当ステーションが提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

TEL 0852-21-5212 管理者またはサービス提供責任者

受付時間 年中無休 午前9時～午後5時

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

※ 弊社以外に、松江市介護保険課事業所指定係（0852-55-5689）、お住まいの国民健康保険団体連合会（※島根県国民健康保険団体連合会介護保険課（0852-21-2122））の相談・苦情窓口でも受け付けております。

4. 事業概要

(1) 事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ヘルパーステーションいちばた
所在地	島根県松江市中原町38-4
介護保険指定番号	訪問介護 (松江市 3270104049号)
サービスを提供する地域	松江市内

(2) 営業時間

年中無休	24時間
------	------

(3) 職員体制

- ① 管理者 1 名 ② サービス提供責任者 1 名以上 ③ サービス従業者 常勤換算 2.5 名以上
※上記職員を配置し、介護保険法に基づいた人員基準を満たしています。
直近の職員体制は管理者にお問い合わせください。

(4) サービス提供の時間帯 年中無休 24時間

5. サービス内容

- (1) 身体介護 ①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清 拭 ⑤体位変換 等
(2) 生活援助 ①買い物 ②調 理 ③掃 除 ④洗 濯 等
(3) その他サービス ①介護相談等、介護保険法に基づく訪問介護サービス

6. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は利用者の負担割合に応じます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

[料金表一基本料金・通常時間] (令和4年8月1日現在)

身体介護	20分未満	20分以上30分未満	30分以上～ 1時間未満
	184単位	275単位	436単位
生活援助	20分以上45分未満		45分以上
	201単位		248単位

- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)は、200単位をいただきます。
- ※ 料金は単位数に、地域ごとに設定された1単位の単価を乗じたものとなります。
- ※ 加算等に関しては、介護保険法に定められた負担金をいただきます。詳細は管理者またはサービス提供責任者にご確認ください。

(2) 交通費

前記4の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお訪ねするための交通費の実費をいただきます。(サービスを提供する地域を超えてから1kmあたり30円)

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

①	ご利用日の前日17:00までにご連絡いただいた場合	無料
②	ご利用日の前日17:00までにご連絡がなかった場合	500円(税別)

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで公共交通機関（タクシーを含む）を利用した場合、交通費はお客様のご負担になります。
- ③ 料金の支払い方法
毎月月末締めとし、翌月末までに当月分の料金を請求いたしますので、事業者指定に期日までにお支払いください。お支払方法は金融機関からの引き落としとさせていただきます。
- ④ まれに、交通事情等によりサービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。事業所職員がお伺いいたします。契約後にサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書または口頭でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）
 - ・ お客様が介護保険法で、訪問介護サービスの利用が認められない施設に入所等した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合
 - ・ お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、行政、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行いません。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価については実施しておりません。

会社の概要

社名	一畑電気鉄道株式会社
資本金	7億8000万円
設立	明治45年4月6日
	所在地 島根県松江市中原町49番地
代表者	代表取締役社長 足達 明彦